

を行う特別処遇等の取組を推進する。

- 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書及び更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律を踏まえ、幅広い世代から多様な保護司の担い手を確保するための取組を進めるとともに、保護司の活動環境の整備を進めるなど、持続可能な保護司制度の確立に向けた方策を講じる。

## イ 人権侵害からの保護

- 高齢者虐待防止法に基づき、前年度の養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、市町村等に高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や保護を行う等の必要な措置を講じ、高齢者虐待への早期対応が行われるよう、必要な支援を行っていく。
- 法務局において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、法務局に来庁することができない高齢者等からの相談について、老人福祉施設等に特設の人権相談所を設置するほか、電話、手紙、インターネット等を通じて受け付ける。人権相談等を通じて、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じる等して、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努める。また、高齢者の人権問題に関する各種啓発活動を行う。

## ウ 司法ソーシャルワークの実施

- 法テラスにおいて、自ら法的支援を求める

ことが難しい高齢者・障害者等に対して、「司法ソーシャルワーク」を推進する。

- 出張法律相談等のアウトリーチ活動を担う弁護士・司法書士を確保するなど、「司法ソーシャルワーク」の実施に必要な体制整備をより一層進めるとともに、福祉機関職員に対して業務説明会を行って特定援助対象者援助事業を始めとする法テラスの業務内容の周知を図るなどして、福祉機関との連携を更に強化する。

## (9) 成年後見制度の利用促進

- 認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度について周知する。成年後見制度の利用促進については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。

## 5 研究開発・国際展開等

### (1) 高齢社会に資する研究開発等の推進

- ① 高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進
- ア 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化
- 公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向けた取組を、需要側・供給側の両面から一体的に進めていく。  
需要面においては、企業等の健康投資・健康経営を促すため、健康経営顕彰制度等を通じて健康経営の普及促進を図るとともに、資本市場や労働市場等において健康経営が適切に評価されるための効果の可視化や質向上、

健康経営を支える産業の創出に向けた検討や国際展開の推進、健康経営の社会への浸透定着に向けた中小企業や若年層への普及検討等を行う。また、ヘルスケア分野におけるPFS/SIBの活用促進を行う。

供給面においては、PHRを活用し、個人に最適化されたサービスの創出やそのために必要となる事業環境の整備を実施する。具体的には、介護予防分野や多職種連携におけるサービスの実用化研究開発支援や、検証事業を通じた持続的にサービス提供可能なビジネスモデル検討を実施する。持続的な介護保険外サービス振興に向けては、地域属性を踏まえた民間企業との連携を促す。

- ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、業界自主ガイドラインの策定支援や、AMEDによる認知症等の疾患領域の学会を中心とした指針の整備・普及・社会実装の支援を実施する。
- InnoHubを通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネットワーキング支援等を実施するほか、エビデンス・ビジネスモデル構築等の社会実装支援を担う拠点と連携することでヘルスケアスタートアップ振興を図る。
- 高齢者事故防止を目的とした安全運転支援技術の普及啓発及び性能向上や、自動運転の高度化及び自動運転移動サービスの全国各地の普及拡大に向けた取組に対する支援を行うほか、自動運転移動サービスの導入を目指す地方公共団体と連携し、自動運転車の走行の安全性・円滑性の向上に資する走行環境の整備（交差点センサや合流支援・先読み情報等の路車協調システム、走行空間等の基準の策定等）を推進する。
- 生産性向上の取組等による職場環境の改善

等を推進する観点から、協働化・大規模化への支援、地域の実情に応じた介護テクノロジーの導入支援及び伴走支援、DX人材の育成等の取組を進めるとともに、全都道府県へのワンストップ型の総合相談センターの設置を進める。あわせて、介護事業者に対する経営改善支援事業をモデル的に実施する。

- 認知症になってからも自分らしく暮らし続けられるよう、認知症当事者の真のニーズをとらえた製品・サービス開発を行う「当事者参画型開発」を推進する。また、「当事者参画型開発」をより持続可能かつ有用な取組とすべく、自走化を含めた官民が連携する仕組みづくりの検討を進める。

#### イ 医療・リハビリテーション・介護関連機器等に関する研究開発

- 福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、福祉用具・医療機器の民間やアカデミアによる開発の支援等を行う。例えば、医療機器等研究成果展開事業では、アカデミア・企業・臨床の連携による医療機器開発への支援や、若手・女性研究者等に対する人材育成を推進する。
- 低侵襲の治療機器や早期に疾患を発見する診断機器等、世界最先端の革新的な医療機器・システムの開発・実用化を推進する。さらに、我が国で生み出された基礎研究の成果等を活用し、高齢者に特徴的な疾病等の治療や検査用の医療機器、遠隔や在宅でも操作しやすい医療機器の研究開発・実用化を推進する。また、「医療機器開発支援ネットワーク」を通じて、中小企業又はスタートアップと医療機関等との医工連携により、医療現場が抱える課題を解決する医療機器の開発・事業化

を推進する。

- 優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業を通じて、医療機器創出に携わる企業等の人材の育成、リ・スキリングやスタートアップ企業の伴走支援等を行う医療機器産業振興拠点の更なる充実・強化を図る。
- AMEDを通じて、介護現場の課題を解決する介護テクノロジーの開発を支援する。
- NEDOでは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装することによって、我が国のイノベーション創出を促進する新SBIR制度の下、高齢者及び障害のある人の自立支援や介護者の負担軽減につながる福祉機器の開発に対する支援を行う。

#### ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

- 高齢者等向けの通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対する助成を行う。

#### エ 医療・介護・健康分野におけるICT利活用の推進

- 医療の高度化や診察内容の精緻化を図るため、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を改良・高度化するための研究開発を実施する。

#### ② 高齢期にかかりやすい疾病等及び健康増進に関する研究開発等

- 高齢者の健康保持等に向けた取組を一層推進するため、ロコモティブ・シンドローム、要介護状態になる要因の一つである認知症等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療

技術等の確立に向けた研究を推進する。

- 新興感染症や自然災害の発生に備え、平時からの保健・医療・介護に関する情報収集・分析等公衆衛生領域等の調査研究について検討する。
- 高齢者が罹患し得る疾患を含めた難病の病因や病態を解明し、難病の患者を早期に正しく診断し、効果的な治療が行えるよう研究開発の推進を図る。
- ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、認知症やフレイル等の高齢者が罹患し得る疾患領域の学会が作成した予防・健康づくりの医学会指針を、事業者が利活用できるよう、AMEDの支援を通じて普及・整備を引き続き行う。

#### ③ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析・データ等の利活用

##### ア 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

- 高齢社会対策基本法に定められた基本的施策に沿ったテーマを中心に、高齢社会対策総合調査として、高齢者の意識や実態に関する調査を実施する。
- JSTが実施する社会技術研究開発事業において、高齢者の社会的孤立・孤独の予防に向けて、高齢者向けの新たな居場所づくり、リアルとバーチャルなコミュニティ・ネットワーク形成、ボランティア活動を通じて社会参加を促すシステムの構築等の研究開発を実施する。

##### イ データ等利活用のための環境整備

- 急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、官民データの利活用を

推進する。

## (2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信

### ① 健康・医療産業の国際展開

- 我が国は、国際的な議論の場において、UHC推進を積極的に主張してきた。世界的な高齢化が加速する中で、高齢者に対する様々なリスクに対し、高齢者が身体的・精神的健康を享受する権利を守るために、今後、高齢社会対策や社会保障制度整備において、専門家の派遣、研修、技術協力プロジェクト等の取組を通じて、我が国の経験・技術・知見を活用した協力を行っていく。令和7年度に我が国に設置された「UHCナレッジハブ」では、世界銀行及びWHOと連携し、少子高齢化に対応しつつUHCを維持している我が国の知見や経験の活用も視野に、開発途上国の財務・保健当局の人材育成等を実施する。
- 「健康・医療戦略」に基づき、我が国における健康・医療関連産業の強みを生かした国際展開の推進及びアジア諸国の健康・医療分野への貢献を図るため、アジア健康構想及びグローバルヘルス戦略を一体的に推進し、各府省庁及び関係機関における各種施策による取組を実施する。
- 介護ロボットやICT等のテクノロジーについて、海外での販売や規制の承認に向けた各国の制度や背景、現地ニーズ、認証取得の課題等について調査を実施し、知見を集約することで、海外展開を促進し、世界市場の獲得を目指す。
- 医療機器の海外展開に向けて、当初より海外展開を見据えた医療機器の研究開発を行う企業に対する開発支援や、海外展開に必要と

なるネットワーク構築支援を行う。

- 福祉用具等の開発・普及を促進するためには、安全性を含めた品質の向上とともに公正なルール形成や市場基盤創造に資する観点から標準化が重要であり、関連するJISの開発や国際標準化活動を推進する。
- ② 国際社会への知見等の発信
  - 各分野における閣僚級国際会議等の二国間・多国間の枠組み等を通じ、世界で最も高齢化が進んでいる国の一つである我が国の経験、知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。特に、具体的な取組に関心のある国においては、アジア健康構想の下、予防・リハビリテーション・自立支援等、我が国が培ってきた様々な高齢社会対策の知見・経験を相手国の実情とニーズに見合う形で紹介するとともに、政策対話を実施し、当該相手国との連携体制の構築を推進する。
  - 諸外国の高齢化に伴い増加するがん、循環器病、糖尿病等、我が国が研究・知見の蓄積を有する分野での保健課題に関する取組を推進し、世界におけるUHCの達成や令和7年4月に設立したJIHSとの連携強化を始めとした、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防、備え及び対応（PPR）を強化する。
  - 各国政府のリーダーシップの下、多分野におけるマルチステイクホルダーの関与・連携を進めることが期待される中、我が国は国連、WHOや国連人口基金（UNFPA）などの国際機関とも協働しながら、その知見を共有し、国際社会の連携強化を目指していく。
  - 日本政府と相手国政府との間において署名したヘルスケア分野における二国間の協力覚

書に基づき、相手国と合意した事項をより一層深化及び推進していく。その他の国々との間においても、アジア健康構想及びグローバ

ルヘルズ戦略を一体的に推進し、協力の推進に向けた取組を検討する。